

《仮訳（要約）》

BfR 推奨基準 2

商品用のプラスチックやその他のポリマーに使用される着色料に関する勧告

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

https://www.bfr.bund.de/en/bfr_recommendations_on_food_contact_materials-308503.html

※ 原典(3 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。
翻訳は省略。

概要：

可塑剤を含まないポリ塩化ビニル、主に塩化ビニルを含む可塑剤を含まない塩化ビニルの共重合体、これらのポリマーと他の共重合体の混合物および全混合物に主に塩化ビニルを含む塩素化ポリオレフィンの製造に使用するモノマーおよびその他の出発物質ならびに添加剤は、(EU) No10/2011 の要件に従う必要がある。

それ以外の場合は、食品・日用品・飼料法典 (LFGB) の第 2 条第 6 項第 1 号の意味で商品に使用することができる。

ただし、それらは意図された目的に適しているかつ以下の条件を満たしている必要がある。

適用範囲：

1. ポリエチレンのモノマーおよびその他の原料の使用は、(EU) No10/2011 に規定された条件に従う必要がある。

以下に示す評価は、次のモノマー出発原料から合成された重合体に関するものである。

塩化ビニル、ビニリデンクロライド、トランス-1,2-ジクロロエチレンなど。

2. 食品接触用プラスチックの製造に許可された物質に加えて、原材料および製品の製造・加工の過程で、以下の工業用剤またはその残留物、変換生成物のみが、指定された量で含まれていることが許可されている。

イソブチロニトリル、ジシクロヘキシルアゾジカルボン酸ジニトリル、2,2'-アゾビス(2,4-ジメチルバレロニトリル)など

3. 製品の硫酸塩灰分は、プラスチックの割合（すなわち、顔料や充填材料などの添加物を除く）に対して、4.0%を超えてはならない。
4. 製品表面に過酸化物の陽性反応を示してはいけない。